

令和8年度

仕 様 書

山本処理場圧送管洗浄等業務

環境局 環境事業部 処理場管理事務所 山本処理場

1. 業務目的

埋立浸出水の圧送配管内において、スケール付着による流量減少が発生している。今後さらに付着が進行した場合、管内閉塞に至る恐れがあるため、本件は、ピグ洗浄及び高圧洗浄により配管内のスケールを除去し、完全閉塞の防止および送水能力の回復・改善を図るために実施するものである。

2. 業務場所

- ・山本処理場 ： 厚別区厚別町山本1065-553
- ・東米里処理場 ： 白石区東米里326-3

3. 履行期間 契約書に示す着手の日から令和9年3月31日まで。

4. 業務内容

(1) 圧送管洗浄作業方法等

ア. ポリピグ工法等により配管内のスケール（堆積物）を除去する。

イ. ピグを2回以上走行させ、最終的にφ100の配管は105SB、φ150の配管は200ASWのピグを通すこと。

ウ. 高圧洗浄機により、配管内のスケール（堆積物）を除去する。

(2) 洗浄作業場所

(1) ポリピグ洗浄

①山本北Dブロック～山本処理施設 1, 382m（管径φ100）

②山本北処理施設雑排水槽～硝酸性窒素処理施設分配槽 258m（129m×年2回、管径φ100）

③山本地区埋立地Eブロック～集水槽B 548m（管径φ100）

④山本地区埋立地集水槽B～集水槽A～山本処理場 1, 521m（管径φ150）

（管径φ100）計2,188m （管径φ150）計1, 521m

(3) 高圧洗浄場所

①山本地区 658m

②山本東地区 151m

③山本北地区 273m

④東米里地区 322m

⑤山本北処理施設汚水移送ポンプ付近揚水管及び硝酸性窒素処理施設分配槽付近 80m（40m×年2回）

計 1, 484m

(4) その他

ア. 洗浄用水は支給する。

イ. 洗浄排水（スケール等）は、一度タンクで受けた後、汚泥吸引車にて抜き取り、当局の指定する場所に捨てること。

ウ. 道路使用許可が必要な場合は取得すること。

エ. 管内スケール付着量は10mm程度（参考）、作業の前後に流量を測定すること。

オ. 参考としてピグの発射・受取箇所は図中に示す。

カ. ポリピグ洗浄②及び高圧洗浄⑤について、概ね11月上旬と2月下旬の年2回行う。

キ. スケール付着状況により上記によらない場合は業務主任の指示による。

5. 提出書類

(1) 業務履行前までに提出するもの

ア. 業務着手届

イ. 業務責任者届

- ウ．業務責任者経歴書（雇用関係を証明する書類等を含む）
- エ．業務計画書
 - ・内容については業務主任と打ち合わせる事

(2) 業務完了時に提出するもの

- ア．完了届
- イ．業務写真

(3) 随時

- ア．業務日報
- イ．打ち合わせ議事録

6. 諸法規の遵守

受託者は業務の施行に当たり、労働基準法・労働安全衛生法・労働災害保障保険法・道路交通法等の諸法令を遵守し、運営・適用は受託者の負担と責任において行わなければならない。

7. 環境配慮

本業務において、委託者である札幌市の公共工事各種ガイドラインに準じ、環境負荷の低減に努めること。

8. 業務責任者

受託者は、業務責任者を定め届け出ること。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。

9. 点検、承認

業務責任者は、業務に使用する機材について、事前に業務主任の点検又は承認を受けなければならない。

10. 業務中の検査

業務完了後に手直し又は検査を行うことが困難な箇所については、業務主任の検査を受けた後でなければ次の作業に着手してはならない。

11. 業務現場管理

- (1)業務責任者は常に業務の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。
- (2)業務責任者は常に処理場管理者と連絡を取り合い、異常増水時に対処できる準備をしておかなければならない。
- (3)業務責任者は業務の実施に影響を及ぼす事故、あるいは人命に損傷が生じた事故及び第三者に損害を与える事故が発生したときは、遅滞なくその状況を業務主任に報告しなければならない。
- (4)清掃前後の管開口部の写真撮影を行うこと。
- (5)清掃前後の流量を測定すること。

12. その他

- (1)国土交通大臣官房営繕部監修、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編 令和7年版）による。
- (2)本管の取り外し、取り付けには十分注意し、ボルト等の締め忘れのないようにすること。
また、本管に損傷を与えないようにすること。
- (3)作業現場については、常に整理整頓を行い事故防止に努めること。
- (4)酸欠の可能性がある場所については換気を行い、酸素濃度測定を実施して作業を行うこと。
- (5)業務の完了に際しては、当該業務に関連する部分の後片付け及び清掃を行うこと。
- (6)場内での作業時間は、9時00分～16時00分までとし、16時までには場内から退場すること。また、土・日曜日及び休日は場内で作業しないこと。

- (7)業務実施に必要な機器、工具、消耗品類及び廃棄物処分費は、受託者負担とする。
- (8)業務中又は業務終了後、受託者の責任により生じた故障、破損及び事故等は一切受託者の責任により処理すること。
- (9)その他本仕様に基づかない事項が発生した場合は、業務主任と協議を行い、決定すること。

特 記 仕 様 書

1 ポンプ交換作業

下記の箇所について、業務担当職員の指示によりポンプ（支給）交換を行うこと。

- (1) 山本地区 : 集水槽A (2台、CN100、5.5kw)
: 集水槽B (2台、CN100、5.5kw)
- (2) 山本北地区 : A集水マンホールポンプ (1台、AH801、3.7kw)
: B集水マンホールポンプ (1台、AH801、3.7kw)
: D集水マンホールポンプ (1台、AH1001、5.5kw)
- (3) 山本東地区 : A集水マンホールポンプ (1台、AH801、3.7kw)
: B集水マンホールポンプ (1台、AH1001、5.5kw)
: C集水マンホールポンプ (1台、AH801、3.7kw)
- (4) 東米里地区 : №5集水マンホールポンプ (1台、AH801、3.7kw)

計11台

2 草刈清掃作業

下記の箇所について、草刈清掃を行うこと。

実施については、概ね10月の業務期間内、作業詳細は別途図面及び業務担当職員の指示による。

- | | |
|----------------|------------------------|
| (1) 山本地区集水槽周辺 | 1,075.0 m ² |
| (2) 山本東地区集水槽周辺 | 845.0 m ² |
| (3) 山本北地区集水槽周辺 | 1,005.0 m ² |
| (4) 東米里地区集水槽周辺 | 1,588.0 m ² |
| 計 | 4,513.0 m ² |

3 汚泥及び草刈り後の搬出について

(1) 汚泥

山本東Aブロックへ搬出する。なお、汚泥運搬時間は9:00～16:00の間とし、12:00～12:45の間は搬出不可とする。作業時間延長が必要な場合は業務担当職員と協議すること。

(2) 刈り終わった草

白石清掃工場へ搬出すること。

清掃工場運搬には、ダンプトラックまたはパッカー車を使用すること。

搬入について、業務担当職員と協議し、行うこと。

○確認事項

- ・業務名
- ・業者名
- ・業務責任者
- ・搬入日
- ・搬入数量 (台数・容量)
- ・車種 (小型ダンプトラックかパッカー車か)
- ・車番

4 給水箇所

東米里地区の井戸および地下水が渇水状態に成りそうな場合は、業務担当職員に報告・協議のうえ、その他の給水箇所へ変更し、他の業務に支障を及ぼさないこと。

5 作業車両表示

管洗浄及び草刈作業の際、作業車のフロントガラス越しに作業名表示（大きさ：A3程度）をすること。

○作業名 ⇒ 管洗浄時 → 「洗浄」
⇒ 草刈作業 → 「草刈」